

川棚民報

2023年10・11月号外 定例川棚町議会の報告を紹介します
発行 日本共産党川棚支部 電話 090-9790-5564



日本共産党川棚町議会議員

辻きよと 町議会報告

日本共産党の辻きよと町議は9月定例議会で、石木ダム建設について、高すぎる国民健康保険税について、町民の健康と環境保全について一般質問をしました。

石木ダム建設 13世帯50人を犠牲に しているのか

座り込みをされている方が、たの周りを重機を使い、土砂で壁を高く築き周りを囲んで風が通らないようにしている長崎県。また駐車場の入口にローラーを置き、駐車できないようにしている。これは反対者への嫌がらせ、人権無視ではないかと、辻きよと議員はきびしく追及しました。

辻議員は6月定例議会に続

き、1972年（昭和47年）7月29日に久保知事 竹村町長 地元3郷の総代との間で公印を押した「石木ダムの予備調査に関する覚書」について質問しました。

辻…この「覚書」は住民と行政が交わした契約書です。本年6月議会での私の質問に対し町長は、「昭和49年度に

調査が終わり、その結果を地元3郷に回答されているという事で、現在は覚書の効力はないものとのように引継ぎを受けており、そのように理解をしています」と答弁されています。

しかし、覚書については、県も福岡高裁も無効だと言っています。福岡高裁判決では、覚書に関連して、行政は



住民の理解を得るように努力すべきと判決文に書かれていきます。司法は、行政の裁量まで踏み込んで禁止まではしないという事を示しただけで、行政が独自に判断して、事業を見直すことを禁じたものではないとあります。①覚書が無効であるという根拠

は何か。
②覚書の効力はないとどなたから引き継がれたのか。

この覚書をよく読んでいただきたい、中には、長崎県が調査の結果、建設の必要が生じた時には、改めて地元住民と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする。長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を制止する行為を取

③公共の為と言うが、公共の為の根拠が問われている今、もう一度原点に返って考える必要があるのではないか。
④話し合いの場を作ると言う

答弁でしたが、いつを予定されているのか。

町長…この覚書の内容は履行されたものと理解しており、これまでも定例会の一般質問において、前町長が「そのように引継ぎを受けております」と答弁されている。私も同じように理解している。移転に対して、協力していただいた皆様、反対しておられる皆様も川棚町の住民で、知事との話し合いで解決できるように願っている。もう一度原点に返って考える必要があるのではないか、とは私は思っていない。話し合いの場は、現在のところ予定はたっていない。

石木ダム地域振興対策基金について

県は公益法人・財団法人石木ダム地域振興対策基金が解散され、基金残の10億円を一般財団法人に基金を移して使わせていただきました。町議会に合意を求めました。目的は、生活再建とダム周辺の整備に使用すると説明。

辻…2013年に公益法人としての体をなしていないと国が解散命令を出し、運営していた人がそのまま清算委員になり、清算委員会は開かれたのか。ど

んな運営をしていたのか。解散したら、支出した県、佐世保市、川棚町に分配し返却するのが本当ではないか。目的が公益法人と同じなら、県が自由に使えるようにするだけではないか。生活再建と言うが、住民から生活再建の要望があったのか。

県・河川課 開かれていない。移転に同意した住民に、各家500万円支給した。（移転補償とは別に）住民から生活再建の要望は1軒もない。